

佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当する場合における入札参加一時停止の期間の決定等について必要な事項を定めるものとする。

(期間の決定方法等)

第2条 入札参加一時停止の期間は、措置要領別表各号の期間（措置要領第4条第1項に該当する場合にあっては、同項に規定する期間。以下同じ。）の短期に、措置要領及びこの基準による加減を加えることにより決定するものとする。

2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置要領別表の適用は、措置要領別表第1第4号（契約違反）ではなく措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）によることとし、期間の加減については前項の規定を適用する。

(加算措置)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ2か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 談合決別宣言を行っているとき
- (2) 違反行為を主導していたとき
- (3) 独占禁止法違反により刑事告発がなされたとき
- (4) 措置要領第5条各号のいずれかに該当するとき
- (5) 発注機関が異なる契約等で違反行為が確認されたとき

2 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき
- (2) 2以上の契約違反（措置要領別表第1第4号）、不正又は不誠実な行為（措置要領別表第2第11号）が行われたとき
- (3) 違反行為が2年以上続いていたとき
- (4) 代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき

3 前2項の規定にかかわらず、社会に与える影響が大きく重大又は極めて悪質と認める場合は、加算後の短期の期間が措置要領別表各号の期間の短期の1.5倍を限度として措置期間を加算することができる。

(加重等の順序)

第4条 措置要領及び前条の規定による入札参加一時停止の期間の加重、加算、短縮又は延長は、次の第1号から第3号までを順に適用することにより行う。

- (1) 措置要領第4条第2項の規定による加重

(2) 前条の規定による加算

(3) 措置要領第4条第3項（措置要領第5条第2項又は同条第3項による場合を含む。）、第5条第2項若しくは同条第3項の規定による短縮又は措置要領第4条第4項による延長

（措置の初日）

第5条 入札参加一時停止の期間の初日は、入札参加一時停止を行った日の翌日とする。なお、その日が佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する県の休日にあたる場合は、その翌日以降の県の休日でない日とする。

附 則

この基準は、平成28年3月1日から施行する。

この基準は、令和2年10月1日から施行する。